## 総務委員会

期日: 平成27年6月23日(火)

場所:第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議案審査
- (1)議会議案第6号

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について

資料No.1

4 閉会

議会議案第6号

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

平成27年6月26日提出

提出者 飯田市議会総務委員会 委員長 吉川 秋利

(別紙)

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書(案)

近年、日本周辺において、安全保障の環境が大きく変化しているなかで、政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。

政府は、平成27年5月14日、国家安全保障会議及び閣議において決定した平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案の2つの法案を、第189回通常国会に提出し、国民が注目するなか現在、審議が行われています。

平和安全法制整備法案は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」であり、自衛隊法、国際平和協力法、周辺事態安全確保法、船舶検査活動法、事態対処法、米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法及び国家安全保障会議設置法の10の法律の一部改正を束ねた法案であり、国際平和支援法案は、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」という新規制定法案です。

これらの法案は、昨年7月1日に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」すなわち、第一の要件、存立危機事態と呼ばれる我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態、第二の要件、国民を守るために他に適当な手段がない、第三の要件、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度、この三つの要件に基づき、自衛隊の運用に関する法律の整備をするものであり、この法律整備こそが、間違いのない運用をするための条件です。

しかしながら、法案の内容が多岐にわたり複雑なことから、国民の多くが政府の説明は不十分であるとしている世論調査の結果からも、国民の疑問や不安も多く理解は得られていない状況にあり、国会での議論を通じて、多くの国民が納得できる結論を導き出すべきです。

以上のことから、本市議会は、政府に対し、世論の把握に努め、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行うためにも、今の通常国会での改正法の成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

長野県飯田市議会議長 木下 克志

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣